

令和7年度（令和6年分）給与支払報告書の提出について

1. 提出期限

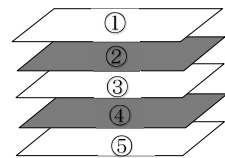
令和7年1月31日（金）

※期限後に提出された場合、税額通知の送付が遅くなる場合があります。

2. 提出先

給与等の支払いを受けた方の令和7年1月1日現在の住民登録地（または居住地）の市町

3. 提出物



- ①給与支払報告書（総括表）
- ②特別徴収仕切紙
- ③給与支払報告書（個人別明細書）（特別徴収分）
- ④普通徴収理由書兼仕切紙
- ⑤給与支払報告書（個人別明細書）（普通徴収分）

②と④については、同封の仕切紙をご利用ください。

※①～⑤を一束にしてご提出ください。訂正などにより再提出する場合も同様に提出してください。

4. 特別徴収の推進について

地方税法第321条の3及び地方税法第321条の4の規定により、給与を支払う事業主は、原則として、すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収（給与天引き）していただく必要があります。住民税を特別徴収できない方については、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に必ず普通徴収理由もしくは以下の符号を記載してください。また、普通徴収理由書兼仕切紙に普通徴収理由に該当する人数の記載をしてください。普通徴収理由もしくは符号の記載がない場合や普通徴収理由に該当しないことが明らかな場合、原則「特別徴収」とさせていただきます。

【普通徴収理由】

符号	普通徴収理由
普A	他の事業所で特別徴収（乙欄適用者など）
普B	給与が少なく税額が引けない
普C	給与の支払いが不定期（給与の支払いが毎月ではない）
普D	退職者、退職予定者（5月末日まで）又は休職者（育児休業を含む）
普E	総従業員が2名以下※
普F	事業専従者のみ

※普A～普D、普Fに該当する者を除く

5. その他注意事項

給与支払報告書を「特別徴収」として提出後、退職等により特別徴収できなくなった方がいる場合は「給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書」をご提出ください。

e L T A X（エルタックス）の利用について

愛知県内各市町では、地方税ポータルシステム（e L T A X：エルタックス）を利用した申告・届出を受け付けています。e L T A X（エルタックス）とは、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

給与支払報告書の提出手続きはぜひ、e L T A Xをご利用ください。

【利用手続き及び問い合わせ先】

e L T A Xの利用手続きについては、e L T A Xのホームページをご確認いただき、不明点はe L T A Xヘルプデスクにお問い合わせください。

● e L T A Xホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

● e L T A Xヘルプデスク：0570-081459

03-5521-0019（上記の番号でつながらない場合）

月～金 9:00～17:00（土日祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

給与支払報告書の提出先・問い合わせ先

半田市役所 税務課 市民税担当 TEL：0569-84-0620（直通） 〒475-8666 愛知県半田市東洋町二丁目1番地
常滑市役所 税務課 市民税チーム TEL：0569-47-6104（直通） 〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5
東海市役所 税務課 市民税担当 TEL：052-603-2211 又は 0562-33-1111（内線113～116） 〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地
大府市役所 税務課 市民税係 TEL：0562-47-2111（内線281・282・283） 〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目70番地
知多市役所 税務課 市民税チーム TEL：0562-36-2633（直通） 〒478-8601 愛知県知多市緑町1番地
阿久比町役場 税務課 住民税係 TEL：0569-48-1111（内線1111・1112） 〒470-2292 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地
東浦町役場 税務課 住民税係 TEL：0562-83-3111（内線112・113） 〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地
南知多町役場 税務課 住民税・徴収グループ TEL：0569-65-0711（内線145・146） 〒470-3495 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地
美浜町役場 税務課 住民税係 TEL：0569-82-1111（内線250・350） 〒470-2492 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面106番地
武豊町役場 税務課 町民税担当 TEL：0569-72-1111（内線253・254） 〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

※本チラシは半田税務署管内上記10市町共同で作成しております。

給与支払報告書（個人別明細書）の記載上の注意

⑦

給与支払報告書（個人別明細書）

※ 種別

※ 整理番号

※ 区分

受給者番号
個人番号

役職名
(フリガナ)

氏名

愛知 太郎

種別

支 払 金 額

給与所得控除後の金額
(組 整 控 除 後)

所得控除の額の合計額

源泉徴収税額

給料・賞与

8 649 197

6 684 277

3 597 643

0

(源泉)控除対象配偶者
の有無等

配偶者(特別)
控 除 の 額

控除対象扶養親族の数
(配偶者を除く。)

特定

老人

その他

16歳未満
扶養親族
の数

障害者の数
(本人を除く。)

特別

その他

非居住者
である
親族の数

有

従有

千 円

人

従人

内

人

従人

人

従人

人

内

人

人

人

○

380 000

1

1

1

1

1

1

社会保険料等の金額

生命保険料の控除額

地震保険料の控除額

住宅借入金等特別控除の額

内

千 円

千 円

千 円

千 円

882 643

120 000

25 000

100 000

(摘要) 源泉徴収時所得税減税控除済額 113,400 円、控除外額 36,600 円

④ 普 D ○○条約○○条該当

租税条約関連

令和7年度注意点【定額減税の関連項目】

前職:○○商事株式会社 支払金額:1,000,000円 社会保険:50,000円 源泉:2,000円

⑤

生命保険料
の金額
の内訳

新生命
保険料
の金額

80,000 円

旧生命
保険料
の金額

円

介護医療
保険料
の金額

80,000 円

新個人年金
保険料
の金額

80,000 円

旧個人年金
保険料
の金額

円

住宅借入金
等特別控除
適用数

1

居住開始年月
日(1回目)

年 7 月 3 日

住宅借入金等
特別控除区分
(1回目)

住

住宅借入金等
年末残高
(1回目)

10,000,000 円

住宅借入金
等特別控除
可能額

100,000 円

居住開始年月
日(2回目)

年 月 日

住宅借入金等
特別控除区分
(2回目)

住宅借入金等
年末残高
(2回目)

円

(源泉・特別)
控除対象
配偶者

フリガナ

愛知 ハナコ

区分

氏名

愛知 花子

配偶者の
合計所得

⑥

国民年金保険
料等の金額

円

旧長期障害
保険料の金額

円

個人番号

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2

基礎控除の額

円

所得金額
調整控除額

円

14,920

1

フリガナ

アイチ マツ

区分

氏名

愛知 マツ

個人番号

9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1

2

フリガナ

アイチ ケンタ

区分

氏名

愛知 健太

個人番号

8 9 0 1 2 3

⑦

16歳未満

【国内非居住者である扶養親族の区分表記】

右の図に従って区分を記載してください。

詳しくは「令和5年分以降の給与所得の源泉徴収票の控除対象扶養親族の区分欄の記載方法」(国税庁ホームページ)をご覧ください。

表示

控除対象扶養親族の区分

空欄

居住者

01

非居住者(30歳未満又は70歳以上)

02

非居住者(30歳以上70歳未満、留学生)

03

非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)

04

非居住者(30歳以上70歳未満、38万以上送金)

未成年者

外国人

死亡退職

災害
亡
者

本人が障害者
その他

寡
婦

ひとり
親

勤
労
学
生

⑧ 中途就・退職

就職

退職

年 月 日

6

⑨ 受給者生年月日

元 号

昭和

年 月 日

35 6 6

⑩

個人番号又は
法人番号

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

(右語で記載してください)

住所(居所)
又は所在地

○○市○○町1丁目100番地

氏名又は名称

株式会社 △○商事

(電話)

0569-00-0000

(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

※細部については、実際の様式と若干異なりますので、ご了承ください。

記載に当たっては、「令和6年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」(国税庁ホームページ)

を参照ください。

※給与支払報告書には令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間の収入等を記載してください。

①【年度】

⑦と記載のあるものを使用してください。

②【住所】

令和7年1月1日現在の住所(アパートやマンション名も)を記載。

③【個人番号】、【氏名】、【受給者生年月日】

支払を受ける方の個人番号(マイナンバー)、氏名、生年月日は必ず記載。

④【摘要】

○定額減税所得税減税控除済額等

令和7年度の変更点。所得税での定額減税控除済額と控除外額(定額減税可能額の控除残額)を記載。

また、合計所得金額が1,000万円超である方で、定額減税適用対象の同一生計配偶者がある場合は、「非控除対象配偶者減税有」と記載。

○租税条約適用の記載

技能実習生等で租税条約を適用し、所得税の免除を受けている方は「○○条約○○条該当」又は条約名等が不明であれば、「租税条約適用」と記載。

○徴収区分

住民税を特別徴収できない方については、摘要欄に必ず普通徴収理由もしくは以下の符号を記載。普通徴収理由もしくは符号の記載がない場合や普通徴収理由に該当しないことが明らかな場合、「特別徴収」とします。

【普通徴収理由】

- ・普 A 他の事業所で特別徴収(乙欄適用者など)
- ・普 B 給与が少なく税額が引けない
- ・普 C 給与の支払いが不定期(給与の支払いが毎月ではない)
- ・普 D 退職者、退職予定者(5月末日まで)又は休職者(育児休業を含む)
- ・普 E 総従業員が2名以下※
- ・普 F 事業専従者のみ

※普A～普D、普Fに該当するものを除く

○前職分

前職分を含めて記載した場合は「支払者名」、「支払金額」、「社会保険料の金額」及び「源泉徴収税額」を必ず記載。

○「配偶者氏名(同配)」の記載

合計所得が1,000万円を超える方で障害者控除の適用を受ける同一生計配偶者がいる場合は摘要欄に「配偶者氏名(同配)」と記載。

⑤【生命保険料の金額の内訳】

「生命保険料の控除額」欄を求める際に適用した各保険料の支払金額についてそれぞれ該当する欄に記載。

⑥【配偶者の合計所得】

令和6年中の配偶者の合計所得を記載。※収入金額ではありません。

⑦【16歳未満の扶養親族】

源泉徴収票には16歳未満の扶養親族の個人番号を記載しませんが、給与支払報告書には記載が必要です。

⑧【中途就・退職】

中途就・退職者については、該当する方に○を記載し、就職日・退職日を併せて記載。

【訂正・取消について】

給与支払報告書の提出後、給与支払金額等に訂正がある場合は、速やかに訂正の給与支払報告書等を提出してください。

その際は、正しい給与支払報告書の摘要欄に「訂正」と記載し、再提出してください。また、提出を取り消す場合は、同じ内容の給与支払報告書の摘要欄に「取消」と記載し、再提出してください。上記どちらの場合も、総括表を添えて提出してください。総括表の報告人員欄は、再提出時の給与支払報告書の提出人数を記載してください。

個人事業主の方へのお願い

支払者が個人事業主の場合、下記の書類で本人確認、個人番号確認及び代理権確認をさせていただく必要があります。郵送の場合は書類の写し(委任状は原本)を同封してください。
e L T A Xの場合は不要です。

- (1) 支払者本人が提出する場合
⇒ ・番号確認書類(支払者のもの)・本人確認書類(支払者のもの)
- (2) 代理人(税理士等)が提出する場合
⇒ ・番号確認書類(支払者のもの)・本人確認書類(代理人のもの)
・代理権確認書類

※番号確認書類…個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票
※本人確認書類…運転免許証、個人番号カード、健康保険証、年金手帳等
※代理権確認書類…税務代理権限証書、委任状